

随意契約理由

令和4年(2022年)5月27日

契約担当課名	魅力文化創造課
契約名称	「豊中ストリートピアノプロジェクト」アートイベント実施業務委託
契約内容	(1) グランドピアノ・アップライトピアノ用の装飾品制作 (2) 参加者自身が持ち帰れる記念品制作 (3) 西村由紀江さんコンサートの空間演出
契約締結日 及び契約期間	令和4年(2022年)5月27日 令和4年(2022年)6月1日から令和5年(2023年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	山田龍太 (東京都大田区本羽田 2-1-22)
契約金額	825,000円(消費税込)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1号第2号に該当)</p> <p>当該業務は、「豊中ストリートピアノプロジェクト」においてアートイベントを実施するものです。</p> <p>山田龍太さんは「豊中ストリートピアノプロジェクト親善大使」として、令和2年度のペイントピアノイベントや、昨年度の巨大絵本制作など、本プロジェクトのPRのため、活動しています。また、これらの作品等は、山田龍太さんの高い独自性に基づくものであり、山田龍太さん以外では成しえません。同氏はこれまでに御幣島芸術祭など子どもをメインターゲットとした地域連携を伴うアート事業をプロデュースしている実績があり、本イベントの趣旨に沿った、子どもがアートに触れる機会を創出する事業の委託に適しています。</p> <p>そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものです。</p>